

令和元年 11 月 25 日			
連絡先			
農林水産部		四日市港管理組合	
みどり共生推進課		経営企画部港営課	
担当者	力久、東	担当者	待井
電話	059-224-2578	電話	059-366-7013
ファクス	059-224-2070	ファクス	059-366-7049
e-mail	midori@pref.mie.lg.jp	e-mail	kouei-kanri@yokkaichi-port.or.jp

### 特定外来生物ヒアリの確認について

本日、環境省中部地方環境事務所から令和元年11月21日(木)に四日市港において発見された約20個体のアリについて、専門家による種の同定の結果、特定外来生物であるヒアリと確認されたとの連絡がありましたのでお知らせします。

ヒアリの確認は、県内で初めての事例となります。

#### 1 確認されたヒアリについて

今回確認されたヒアリは、働きアリ約20個体で、既に環境省の調査委託業者が全て殺虫処理し、確認地点周辺には殺虫餌を設置しています。

#### 2 経緯

今年10月に東京港で女王アリを含む多数のヒアリが発見されたことを受け、環境省は、平成29年度以降定期的実施してきたヒアリ等の確認調査に加えて、11月中に全国の54港湾を対象とした緊急的な追加調査を実施していました。

四日市港では、11月21日に調査が開始されましたが、21日の調査の際に四日市港霞ヶ浦北ふ頭コンテナターミナル内で、ヒアリと疑われるアリ約20個体が確認されました。

このことを受け、特定外来生物を所管する環境省(中部地方環境事務所)が専門家へ依頼し、種の同定を行ったところ、本日、ヒアリであることが判明しました。

なお、ヒアリは地面の舗装の継ぎ目で発見されたことからコンテナの移動等が規制されることはなく、港湾活動は可能です。

#### 3 今後の対応

○特定外来生物法を所管している環境省(中部地方環境事務所)は、県、四日市港管理組合、港湾事業者の協力を得て、ヒアリ確認地点周辺において、目視及びトラップの設置による調査を継続して実施します。

○港湾管理者である四日市港管理組合は、関係機関と協力して、周辺施設、港湾関係者への注意喚起を行います。

○県は、環境省、四日市港管理組合等の関係機関と連携し、ヒアリの定着状況等について情報収集を行うとともに、県民に対して注意喚起を行うなど必要な情報発信を行います。

#### 4 県民のみなさまへ

○ヒアリは、攻撃性や毒性が強いため、発見した場合は、下記に連絡してください。生きた個体を素手で触らないように注意してください。

○ヒアリに刺された場合、ヒアリの毒への反応は、人によって異なりますので、体調に変化がなくても、20～30分程度は、刺された部位を冷たいタオルや保冷剤などで冷やしながらかん静にし、様子を見てください。その間、なるべく一人にならないようにしてください。体調不良などの異常を感じた場合は、医療機関を受診してください。

○これまでにヒアリの定着が確認されている諸外国の事例では、刺された際に医療機関を受診する等の適切な処置を行えば、重篤な症状には及ばないことも確認されていますので、落ち着いて行動してください。

#### 5 港湾事業者のみなさまへ

コンテナの開封時等にヒアリやアカカミアリと疑わしいアリを発見した場合、まずは刺激を避けつつ、コンテナのどの箇所にもどの程度の生きたアリ類がいるか等、状況を確認してください。

詳しくは、環境省の「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver.2.0」の P.16～20 を参照してください。

[http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/file/hiariboujo\\_Ver.2.0.pdf](http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/file/hiariboujo_Ver.2.0.pdf)

#### (参考資料)

○ヒアリに関する諸情報について(環境省)

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>

○ストップ・ザ・ヒアリ改定版(ヒアリの特徴・生態・駆除方法・刺された時の対処方法)(環境省)

<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/20190314hiari.pdf>

○ヒアリに関するFAQ(国際社会性昆虫学会日本地区会)

<https://sites.google.com/site/iussjapan/fireant>

○県ホームページ(特定外来生物「ヒアリ」等に関する情報)

<http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/m0118500046.htm>

#### 【備考】

本日午後5時に環境省から報道発表されます。また、県政記者クラブ及び第二県政記者クラブ及び四日市港湾記者クラブに同時発表しています。

問い合わせ先

(港湾施設における対応に関すること)

四日市港管理組合経営企画部港営課

電話 059-366-7013

(特定外来生物一般に関すること)

農林水産部みどり共生推進課

電話 059-224-2578

